

令和 8 年度となき保育所入所案内

1. となき保育所について

・保育の時間 平日 午前8時 00 分～午後 5 時 30 分まで
(土/日/祝、慰霊の日、年末年始(12/29～1/3)、旧正月を除く)

・給食について 給食はありません、ご家庭にて弁当のご準備をお願いします。

2. 募集人数

・1 歳 1 か月～2歳児まで 5名

※上記定員数は申請状況や職員配置によって変動します。

【ご注意】

※保育所は、保護者が「仕事」や「病気」等により、家庭で十分に保育をすることができない場合に、保護者に代わって保育を行うための福祉施設です。集団生活に慣れられるためといった理由は入所の対象にはなれません。したがって、すべての児童が必ず入所出来る訳ではありませんのであらかじめご了承ください。

3. 入所申込受付期間及び提出先

(1) 入所受付期間

入所希望日	受付締切日
令和8年9月1日(火)	令和9年8月 21 日(金)
令和8年 10 月1日(木)	令和9年9月 18 日(金)
令和8年 11 月2日(月)	令和9年 10 月 23 日(金)
令和8年 12 月 1 日(火)	令和9年 11 月 20 日(金)
令和9年 1 月4日(月)	令和9年 12 月 18 日(金)
令和9年 2 月 1 日(月)	令和 10 年 1 月 22 日(金)
令和9年3月 1 日(月)	令和 10 年 2 月 26 日(金)

※書類不備・記入漏れは返却となります。期間内に再度ご提出ください。受付締切日までに書類がすべて揃わない場合は、期間外扱いとし次月の受付となります。

(2) 提出先及びお問い合わせ先

住所 901-3692 沖縄県島尻郡渡名喜村1917番地の3

渡名喜村役場 民生課 宛て ※窓口、郵送にて受け付けます。

令和 8 年度となき保育所入所案内

4. 保育必要量の認定

保護者の就労時間等によって、保護者の申請した「要件」に基づき、保育を利用できる時間が決定します。

利用区分	就労時間	利用時間
保育短時間	月 64 時間以上 (パートタイム就労を想定)	短時間 (最長8時間)
保育標準時間	月 120 時間以上 (フルタイム就労を想定)	標準時間 (最長11時間)

※その他、保育をする事由にて説明

5. 保育を必要とする事由

保育の必要性は、保護者が次のいずれかの事由にある場合です。

認定自由	内容	利用区分	入所時間
就労	月64時間以上 120 時間未満就労	短時間	雇用期間中
	月120 時間以上勤務	標準時間	
妊娠・出産	産前 8 週間前から産後8週間後	標準時間	産前8週間前から産後8週後の日が属する月末まで
疾病・障害	保護者が病気やケガ、障がい等により保育ができない場合	申請内容により判断	診断書による療養期間中
介護・看護等	同居親族を介護・看護している場合	申請内容により判断	診断書による療養期間中
災害復旧	震災・風水害・火災・その他災害の復旧にあたっている場合	標準時間	復旧期間中
就職活動	求職活動を継続的に行っている場合	短時間	90 日間 ※年度内につき1回限り
就学	職業訓練校・学校教育法に基づく教育施設で月 64 時間以上 120 時間未満就学	短時間	在学期間中
	職業訓練校・学校教育法に基づく教育施設で月 120 時間以上就学	標準時間	
虐待・DV	虐待や DV のおそれがある場合	標準時間	必要な期間
その他	村長が必要と認めるとき	申請内容により判断	必要な期間

令和 8 年度となき保育所入所案内

6. 利用者負担額(保育料)について

(1)算定方法について

利用者負担額(保育料)は、各家庭で異なり、同一生計を営む世帯の全員の住民税額および保育児童数によって決定されます。

未申告や所得課税証明書等の未提出で課税情報が確認できない場合は、利用者負担額の最高額(最高層)で仮決定します。収入がなかった方や扶養に這っている方も、所得がない旨を申告する必要がありますので、申告漏れ等がないようにご注意ください。

(2)利用者負担(保育料)額の切替時期

利用者負担額は、毎年9月に切り替えを行います。市町村民税額が決定するのが毎年6月のため、4月～8月分は前年度、9月～3月分は当年度の市町村民税額に基づいて利用者負担額を決定します。

令和8年									令和9年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度(令和7年度)の市町村民税額にて算定					当年度(令和8年度)の市町村民税額にて算定						

(3)利用者負担額(保育料)の変更について

下記に該当する世帯は、利用者負担額が変更となる場合がありますので届け出が必要です。

- 修正申告をした場合
- 世帯の状況が変更となった場合
- 保育の利用区分(保育必要必要量)が変更となった場合

(4)利用負担額(保育料)のお支払いについて

利用者負担額の納付方法は、利用の翌月 10 日までに、役場民生課まで納付をお願いします。

令和 8 年度となき保育所入所案内

(5)利用者負担額(保育料)

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層				保育料月額
				満3歳未満 (3号認定)
階層区分	定義			保育標準時間
第1階層	生活保護世帯等			0円
第2階層	市町村民税非課税世帯			0円
第3の1階層	第1階層及び第2階層を除き、市町村民税の課税世帯であって、市町村民税の所得割の課税額が右の区分に該当する世帯	48,600 円未満	要保護世帯	8,000 円
第3の2階層			要保護世帯以外	14,000 円
第4階層		48,600 円以上 97,000 円未満		23,500 円
第5階層		97,000 円以上 169,000 円未満		33,500 円
第6階層		169,000 円以上 301,000 円未満		37,500 円
第7階層		301,000 円以上 397,000 円未満		41,000 円
第8階層		397,000 円以上		44,500 円

※要保護世帯とは、①ひとり親世帯、②障がい児(者)がいる世帯、③生活保護法第6条第2項の「要保護者」に準ずる程度に困窮していると村長が認める世帯のいずれかに属する世帯をいう。

令和 8 年度となき保育所入所案内

7. 入所申込に必要な書類

(1)施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

(2)保育認定の申請に必要な書類

認定事由		必要書類
就 労	勤 務 の 方	① 就労の分かる資料
	自 営 業 農 林 水 産 業 内 職	① 自営業申立書 ② 補助資料 ・営業許可書等 ・売上等がわかる資料
妊 娠 ・ 出 産		① 親子(母子)手帳の写し ② 妊娠・出産入所に関する同意書
疾 病 ・ 障 害		① 下記のいずれかの書類 ・診断書 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、特別児童扶養手当証書等の写し
介護・看護等		① 診断書(介護・看護) ② 介護・看護状況申告書
災 害 復 旧		① 罹災証明書 ※市町村から証明された資料
就 職 活 動		① 求職状況報告書
就 学		① 在学証明書の写し ② 時間割が分かる資料の写し
虐 待 ・ D V		※直接ご相談
そ の 他		その他の事由を確認のうえ必要書類を決定

※同居人がいる場合は、同居人が保育できない理由について、同居人それぞれの資料をご提出願います。

令和 8 年度となき保育所入所案内

(4)該当する世帯のみ必要な書類

令和8年 1 月 1 日以降に本村に 転入した世帯	令和7年度市町村所得課税証明書(保護者、同 居人分)
ひとり親世帯	① 下記のいずれかの書類(写し) ・児童扶養手当証書 ・母子及び父子家庭等医療費受給者証
障がい者のいる世帯	① 下記のいずれかの書類(写し) ・身体障がい者(児)手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・特別児童扶養手当証書
生活保護受給世帯	生活保護受給者証の写し

(5)申し込み後から入所中の手続き等について

申し込み後や、施設利用開始後に就労状況や家庭の状況など、お申込みしたときと状況が変わった場合は、14日を目安に変更の手続きをお願いします。

8.入所の承諾及び不承諾について

入所については、提出書類により審査を行い「保育を必要とする事由」の程度が高い児童から入所となります。

9.入所後に提出する資料について

入所後、下記書類の提出をお願いします。担当者よりお声がけします。

- ・健康診断書
- ・アレルギーに関する管理表